

1928年タイ民商法典 第三編 第1章～第8章：モデル条文判定理由および訳者覚書

	French	German	Swiss	Japanese	English	
453	*1582	433	[S.O.184(I)]	[555]		仏法は目的物の引渡しと、代金の支払いをもって売買を定義し、言語以外の手段による合意でも同様とする。日法は、所有権の移転と代金支払いの2点を約することを、売買契約の効力発生条件とする。独法は引渡しと共に、買主の所有権取得を図ることを売主の義務とし、代金支払いと目的物受領を買主の義務とする。また、権利売買の場合にも言及。スイス法も独法と同じく義務規定のスタイルだが、引渡し、買主の所有権取得、代金支払いの3点のみ言及。定義という条文のスタイルと、簡素さの点で、仏法を優先。
454				*556		日法は本条とほぼ同趣旨。スイス法は、契約一般に関する予約の規定。
455						
456						
457				*558		日法は本条とほぼ同趣旨。仏法は、買主負担を原則とする。独法は原則的に売主負担とし、履行地以外への移送費は買主負担とする。スイス法も独法と同趣旨。英法は「目的物の特定」に関する規定。よって日法を優先。
458				[176.] 555		仏法は「合意のみによる所有権の移転」を原則とし、日法もそれに倣う。独法およびスイス法は、物権変動には物権行為を要求する無因性の立場。よって仏法を優先。
459					*Sale of Goods Act 1(4)	英法は、期限の到来または条件の成就によって売買の合意が効力を生じる旨の規定。仏、独、スイス、日法は停止条件についての一般規定。よって英法を優先。
460	1585				*Sale of Goods Act 16, 18 rule 3	英法は本条とほぼ同趣旨。仏法も趣旨は類似するが、むしろ危険負担の規定。よって英法を優先。
461	*1603				Sale of Goods Act 27	仏法は、売主の義務として、目的物の引渡しと瑕疵担保責任を規定。独法、スイス法、英法は、基本的に売主と買主双方の義務を規定しているが、売主のそれとしては、独法、スイス法は目的物の引渡しと所有権の移転を規定。英

1928年タイ民商法典 第三編 第1章～第8章：モデル条文判定理由および訳者覚書

	French	German	Swiss	Japanese	English	
						法は目的物の引渡し義務のみを、日法は所有権移転義務のみを規定。売主の義務のみを規定する点に着目し、仏法を優先。
462	[*1604-1607]					日法(商法第283条)は「法令又は慣習により取引時間の定めあるときは、その取引時間内に限り債務の履行を為し、又はその履行の請求を為すことを得」というもの、独法(商法)も、受領遅滞の場合の提供の効果(374)、および履行期の定めのある場合における不履行もしくは遅滞の効果についての規定(376)。スイス法は、目的物の瑕疵を買主が知っていた場合(200)、および買主の検査義務に関する規定。よって仏法のみが本条の趣旨と重なる内容を有する。
463		447 [=447(I)]			*Sale of Goods Act 1893 32(I)	英法は、本条とほぼ同趣旨。独法は、買主の請求によって売主が目的物を履行地以外に送致したときの、危険負担の移転を規定する。スイス法は、売主による詐欺があった場合の、瑕疵担保責任に関する特則を定めるもの。よって英法を優先。
464		[448(I)]	[*S.O.189(I)]			スイス法は本条とほぼ同趣旨。独法は引渡しに要する費用は売主の、受領および履行地以外への送致のための費用は買主の負担を規定。仏法は、「現状」での引渡しと果実の帰属を規定。文言の近さに着目して、スイス法を優先。
465					[*Sale of Goods Act 30(1),(2),(3)]	英法は、本条とほぼ同趣旨。仏法は、売主に約定された数量を引渡す義務ありとする規定。独法、スイス法、日法は、瑕疵担保責任に基づく解除請求または代金減額請求の規定。よって英法を優先。
466	[*1617-1620]					仏法は、売買された不動産が約定された広さに満たない場合、超える場合、差異が5%に満たない場合などを別々に規定。本条は、仏法の趣旨を第465条の形式に合わせて条文構成を改めたものと推測される。よって仏法をモデル条文と判定。
467	*1622			564, 565		仏法は、買主の善意・悪意を区別せず、本条とほぼ同趣旨。日法は、買主善意の場合は瑕疵を知り得た時期を、悪意の場合は契約締結時を起算時点と

1928年タイ民商法典 第三編 第1章～第8章：モデル条文判定理由および訳者覚書

	French	German	Swiss	Japanese	English	
						することを規定。独法は瑕疵担保責任に基づく訴権に関して、動産には引渡し時点から6ヵ月、不動産は1年の「消滅時効」を規定。スイス法は動産の売買につき、瑕疵担保責任に基づく訴権に引渡しから1年の除斥期間を規定。よって仏法を優先。
468	[*1612]				[Sale of Goods Act 41(1)(a),(b)]	仏法、英法とも、本条とほぼ同趣旨。仏法は「支払い猶予を与えていない限り」という条件を規定し、英法は「信用供与」のない場合、またはそれが失効した場合という条件を規定。規定の簡明さに着目して、仏法を優先。
469	*1613				[Sale of Goods Act 41(1)(c)]	仏法は、買主の破産ならびに支払いを困難とするその他の事情を条件とする。英法は、ただ買主の破産に言及するのみ。本条は、仏法の規定をより具体的に改めたものと推測しうることから、仏法を優先。
470						
471						
472	1641-1647	*459, 467	[S.O.197]			仏法は「想定された用途の適せず、または買主が知っていれば購入を控えたであろう程に、効用を低減させる」隠れた瑕疵について規定。独法は経済的価値、または「通常の用途もしくは契約において想定された用途への適性」を低減させるような瑕疵について規定。スイス法も独法と同様であるが、「契約において想定された用途」への言及はなし。日法は「権利の瑕疵」の規定を基本とし、性質の瑕疵へはその規定を準用する形式。英法はむしろ「買主が明示的もしくは暗示的に要求した用途」または「売主が仕様書きで明示した用途」への適性を問題とし、その他の性状への担保責任はなしとする形式。よって条文構成の近さに着目して、独法を優先。
473	1642	*460, [461,] 464	[S.O.200, 234]	[570]		仏法は買主側に怠慢があった場合に売主に責任なしとし、独法は、買主に既知の場合ならびに重過失があった場合、および買主が瑕疵を知りつつ、請求権の留保なく受領した場合を規定。総合的に判断して、本条は独法をモデルにそれを書き改めたものと推測される。

1928年タイ民商法典 第三編 第1章～第8章：モデル条文判定理由および訳者覚書

	French	German	Swiss	Japanese	English	
474		477	[S.O.210]	*564, 565]		仏法は、「短期間のうちに」として除斥期間を明記せず。独法は瑕疵担保責任に基づく訴権に関して、動産には引渡し時点から6ヵ月、不動産は1年の「消滅時効」を規定。スイス法は動産の売買につき、瑕疵担保責任に基づく訴権に引渡しから1年の除斥期間を規定。日法は、買主善意の場合は瑕疵を知り得た時期を、悪意の場合は契約締結時を起算時点とすることを規定。瑕疵を知った時点时起算点とすることに着目して、日法を優先。
475	[1626, 1638]	[434, 440]	*S.O.192(I)]		[Sale of Goods Act 12]	仏法は、第三者が何らかの権利を理由に買主に対して強制立退および占有妨害に及ぶことがないことは、売買における「法定の保証」と規定。英法も、売主が目的物上に権源を有することや、平穏な占有を買主に提供することは「暗黙の保証」とし、内容的には仏法とほぼ同趣旨。独法は、より抽象的に「第三者の権利の負担のない状態で給付する」ことを売主の義務とする。スイス法は、契約締結時に既に成立していた権利に基づき、第三者が買主から目的物を取り上げるようなことはない、買主に保証することは、売主の義務であるとする。日法は、これらの問題を「他人の権利の売買」や「権利の瑕疵」の問題とし、特に第三債権者のための担保物権を問題とする。総合的に判断して、次条とともに、本条の条文構成はスイス法に近いと判定。
476		[439]	*S.O.192(II)]			買主に既知の場合には、売主に責任なしと明言しているのは、独法とスイス法のみ。独法はしかし、担保物権の負担については、買主既知の場合にも売主に責任を認める。よってスイス法をモデル法と判定。
477			*S.O.193(I)]			売主の訴訟参加に言及しているのは、スイス法のみ。よってスイス法をモデル法と判定。
478						
479	1626, 1638	440	[S.O.195, 196]	[560, 561, 563,] 566, 567		
480						

1928年タイ民商法典 第三編 第1章～第8章：モデル条文判定理由および訳者覚書

	French	German	Swiss	Japanese	English	
481						
482	1640					
483	*1627, 1628	[443]	[S.O.192(III), 199]	[572]		仏法は、本条とほぼ同趣旨。独法、スイス法、日法は、売主免責の合意は、売主が瑕疵もしくは第三者の権利を意図的に黙秘した場合には、無効とする。よって仏法を優先。
484	*1629					
485	*1628		[S.O.192(III), 199]	572		混合条文。売主自らの意図的行為に関する仏法を基本にし、独法、スイス法、日法の趣旨を加えたものと推測。よって仏法を優先。
486	*1650	433 [=433(II)]	[184(I)]		Sale of Goods Act 27	仏法は、本条とほぼ同趣旨。独法、スイス法、英法は、売主と買主双方の義務を同時に規定。なお、独商法、日商法の規定は、受領遅滞、受領不能に関する規定。よって仏法を優先。
487	1591, 1592		[S.O.184(III)]		*Sale of Goods Act 8, 9	英法は、本条とほぼ同趣旨。仏法は、当事者間の合意によって価額を決定することを原則とする。スイス法は、事情から価額を推定できれば足りるとする。よって英法を優先。
488				576		日法は、第三者が権利を主張し、買主が目的物を剥奪される虞がある場合に、代金の支払いを拒否できるという規定。
489	*1653			576		仏法、日法とも、本条とほぼ同趣旨。本条の文言は仏法のそれにより近いので、仏法を優先。
490	[1651]	[322(I), 452]	[S.O.184(II), 213(I)]	*573		仏法、独法、スイス法も、ほぼ同趣旨だが、その文言は「同時履行」の義務を定めるもの。日法の文言は、本条のそれとほぼ同様。よって日法を優先。
491	*1659	[497(I)]		579		仏法は、本条とほぼ同趣旨。独法は、買戻し権の行使とその効果に関する規定。日法は、不動産の買戻しのみを規定。よって仏法を優先。
492				*579		買戻し権行使の効果を売買契約の「解除」と明示的に規定するのは、日法の

1928年タイ民商法典 第三編 第1章～第8章：モデル条文判定理由および訳者覚書

	French	German	Swiss	Japanese	English	
						み。
493						
494	1660 [=1660(I)]	*503		580 [=580(I) Sent.1]		混合条文。仏法は、買戻し権の除斥期間を5年と規定。日法は、不動産に関して10年とする。独法は、不動産に関しては30年とし、それ以外は3年とする。動産、不動産を区別し、且つ両者に関して規定をもつことに着目して、独法を優先。
495	*1660(II)]			[580(I) Sent.2]		仏法、日法ともに、本条とほぼ同趣旨。動産、不動産両者を含む点に着目して、仏法を優先。
496	[1661]			*580 [=580(II)]		日法は、不動産に限るものの、本条とほぼ同趣旨。仏法は、「裁判により延長することはできない」と規定。よって日法を優先。
497						
498	1664					仏法は、本条とほぼ同趣旨だが、動産と不動産の区別をせず、転得者に対しても買戻し権を行使し得るとする。
499	1673 [=1673(I)]	*497 [=497(II)]		579		独法は、本条とほぼ同趣旨。仏法、日法は、売買代金に契約費用や保存費用などを加えた価額を買戻しの価額とする。よって独法を優先。
500	*1673 [=1673(I)]	[500]		[583]		仏法および日法は、代金に加え、手数料ならびにその他の出捐(費用)の償還を買戻し人の債務と規定。独法は、目的物の価値が増額した限りで、買主に費用償還請求権が存すると規定。文言の近さに着目して、仏法を優先。
501						
502	*1673 [=1673(II)]	499		581 [=581(II)]		混合条文。全体的には仏法をモデルとするが、賃借権に関する規定は日法を倣う。買主(売戻し人)が第三者のために設定した権利を消去することを買主(売戻し人)の義務と明言するのは、独法のみ。仏法の条文がこれらの内容をほぼ包括する点に着目して、仏法を優先。

1928年タイ民商法典 第三編 第1章～第8章：モデル条文判定理由および訳者覚書

	French	German	Swiss	Japanese	English	
503		[494]	[S.O.222]		Sale of Goods Act [13,] 15	独法は、見本や試供品の品質を「保証されたもの」とみなす旨を規定する。スイス法の条文は、見本売買の原則よりも、むしろ見本自体をめぐる問題を扱う。英法は、これら2種の特種な売買形式につき条文を有するが、その条文構成は、本条とは異なる。
504						
505	1587, 1588	495	[S.O.223-225,] 269			仏法、独法、スイス法ともに、品定めの結果、提供された目的物を承認するか否か決断する権利が買主側にあることを規定。
506		*496	S.O.224 [, 225]			期間につき、独法は「期間の定めが欠ける場合には、売主が定めた相当の期間を徒過したとき」と定め、スイス法は「合意された期間、または通常の間を徒過したとき」と定める。よって独法を優先。
507			*S.O.224			本条の文言は、スイス法のそれ(引渡し前の検査)とほぼ同趣旨、同文言。
508					Sale of Goods Act 18 rule 4	英法は「買主が受入れの意思を表明した場合」と「受入れの意思を表明しないにもかかわらず、目的物を返還しない場合」に関して、所有権の移転時期を規定するものだが、本条の趣旨とほぼ共通。よってこれをモデルと判定。
509		156			*Sale of Goods Act 58 (2)	本条の文言は、英法のそれとほぼ同趣旨。よって英法を優先。
510						
511						
512					*Sale of Goods Act 58 (3), (4)	
513						
514						
515						

1928年タイ民商法典 第三編 第1章～第8章：モデル条文判定理由および訳者覚書

	French	German	Swiss	Japanese	English	
516						
517						
518						
519	[1707]	[515]	*S.O. 237			仏法、独法は、単に売買契約に関する規定の準用を定めるだけで、各当事者を引渡す財貨に関しては売主として、受領する財貨に関しては買主として扱う旨を定めるのは、スイス法のみ。よってスイス法を優先。
520				*586(II)		
521		516		*549		独法は「財産の移転は、それが無償で行なわれることで両当事者が合意したときは、それを贈与とする」という規定の仕方。日法は「贈与者は無償で自分の財産を相手方に移転し、受贈者はそれを受諾する意思を表明することにより成立する」と規定。本条の規定のスタイルは日法に近く、よってそれを優先。
522						
523						
524						* 旧法と比べて、変更点が多く見られるが、表現の明確化が主な目的で、条文の趣旨には変更はない。
525						* 旧法と比べて、旧法は「登記官の面前での登記」のみに言及するが、新法では「書面による契約と登記官の面前での登記」と、2つの条件が挙げられている点に、主な相違がある。
526						* 旧法と比べて、旧法は「財物の贈与」にのみ言及するが、新法は「財物の贈与、またはその確約」と、適用範囲を拡大している。
527		520		*552		独法は「定期金給付債務は、贈与者の死によって消滅」と規定。日法は「贈与者または受贈者の死」と規定。よって日法を優先。他方、但書きは独法に基づく。したがって本条は、混合条文と判断される。

1928年タイ民商法典 第三編 第1章～第8章：モデル条文判定理由および訳者覚書

	French	German	Swiss	Japanese	English
					* 旧法と比較すると、旧法で認められていた贈与者の解除権が新法では削除されている。
528		[525], *527			* 旧法と比較すると、旧法が付帯義務不履行の場合に贈与者の解除権を認めていたのに対し、新法はより厳格な規定において、贈与者の返還請求権を制限している。
529		*526		[551(II)]	独法は、贈与の目的物に瑕疵がある場合に、受贈者の負担をその残余価値に限定する規定。日法は負担付贈与の場合の贈与者の担保責任を規定するもの。よって独法を優先。
530		[526]		*551(II)	独法は、贈与の目的物に瑕疵がある場合に、受贈者の負担をその残余価値に限定する規定。日法は負担付贈与の場合の贈与者の担保責任を規定するもの。よって日法を優先。
531	[953], *955				
532	[957(II)]	*530, 531			仏法は、背信行為に基づく遺贈証書廃棄の訴えに関する規定。独法は、贈与者ならびにその家族に対する背信行為があった場合の贈与の取消に関する規定。よって独法を優先。
533		*532			背信行為に対する贈与者の免罪および除斥期間の規定等、本条は独法のそれとほぼ同趣旨。よって独法を優先。
534		*531 [=531(II)]			
535					
536				*554	
537	*1709	535	274	601	仏法は「使用」と「収益」の双方に言及するのに対して、独法・スイス法は「使用」にのみ言及し、また仏独両法は「期限の定め」に言及するのに対して、日法・スイス法にはそれがない。よって仏法を優先。

1928年タイ民商法典 第三編 第1章～第8章：モデル条文判定理由および訳者覚書

	French	German	Swiss	Japanese	English	
538		566				仏法は、書面によらない賃貸借契約一般の効力に関する規定で、スイス法は用益賃貸借(Pacht)の定義規定。独法が条文構成の点で最も近いが、規定内容は異なる。
539						
540		567		*604		独法は、30年を超える賃貸借につき解約権を認める規定。日法は最長を20年とするが、その他の条文構成では本条のそれにきわめて近い。よって日法を優先。
541						
542						
543						
544		549		*612, 620		<p>仏法は原則的に転貸権を認める規定。独法は日法同様に賃貸人の許諾を条件とするが、賃貸人が許諾を拒否したときは、賃借人に解約権を認める趣旨。よってに日法を優先。</p> <p>* 旧法と比べて、相違点が若干あるが、表現の修正に留まり、趣旨の変更は見られない。</p>
545				*613		本条の趣旨は、日法のそれとほぼ同一。
546	*1720					
547		547	[259]	608		独法および日法は賃貸人の費用償還義務を規定する点で、本条の趣旨と近く、またスイス法は、日常的な小額の修繕費を賃借人の負担とする点で本条と同趣旨である。
548	[1721]	[537(I) Satz 1]	*[258]		Modified c/p English Memorandum	スイス法は、引渡し期限を遵守しなかった場合、および契約目的を阻害するような瑕疵を負ったまま目的物を引渡した場合に関する条文。独法も瑕疵に関する同趣旨の規定であるが、賃料の免除・減額を規定するもので、解約は含まない。

1928年タイ民商法典 第三編 第1章～第8章：モデル条文判定理由および訳者覚書

	French	German	Swiss	Japanese	English	
						* 旧法と比べると、旧法が「賃貸人が財物を…引渡したとき」と目的語に限定が無いのに対して、新法では「賃貸人が賃借物を…引渡したとき」と限定したのが、主な相違点。
549						
550	1721					仏法は、賃借物の瑕疵により賃貸借の意図するその使用が阻害される場合には、契約時の既知・不知を問わず、賃貸人に保証責任を課すもの。
551					<i>Modified c/p English Memorandum</i>	* 旧法と比べて、旧法では「その使用または収益を不能とする」となっていたが、新法では「その使用ならびに収益を不能とする」と改められた。また、旧法には「賃借物の瑕疵に解約を相当とする程の深刻さが認められない場合に限り」という賃借人の解除権の制限がなかった。イギリスからの修正要請により、加えられたものと思われる。
552	1728	550	283	594, 616		仏法は「注意深く使用すること、契約に規定された目的または状況から推定される目的のためにのみ使用すること」を賃借人の義務と規定。独法は「契約に反する目的に使用し、賃貸人の警告にもかかわらず中止しないときは、その差止請求の訴えを提起できる」とする。スイス法も「契約に従った注意深い使用」を賃借人の義務とし、日法も「契約またはその物の性質により定まる用法」に従うことを義務とする。しかし、「慣習」に言及する条文はない。
553			[259], 283, [284]			仏法第1728条は賃借人の注意義務と賃料払い義務に関する規定で、1754および1755条は修繕義務に関する個別的な規定。独法とスイス法は基本的に賃貸借一般と小作契約を区別する構成で、独法582条は小作者の修繕義務ないし注意義務に関する規定。スイス法第259条は賃借人の修繕義務、第283条および284条は小作者の修繕義務に関する一般条項で、スイス法の規定が、その趣旨において本条の内容に一番近が、モデル条文とは言えない。
554	1729	550, *553	[285]	616 [-> 594]		仏法は約定された目的以外のために賃借物を使用したり、賃貸人に損害を及ぼした場合の解約権を規定したもの。独法は基本的には違約行為の差止

1928年タイ民商法典 第三編 第1章～第8章：モデル条文判定理由および訳者覚書

	French	German	Swiss	Japanese	English	
						請求権を規定し、それが貸貸人への加害行為となる場合には解約権を規定する。スイス法第285条は小作契約に関する規定。このうち、貸貸人の警告を解除に前置するのは、独法(Abmahnung)とスイス法(schriftliche Mahnung)。よって、総合的に判断して、独法を優先。 * なお、本来なら本条後段の表現は単にเลิกสัญญา「契約の解除」となるべきであるが、บอกเลิกสัญญา「契約の取り消し」となっている。旧法の表現の方が正確。本条以降の条文でも同様。
555			*[287(II)]			貸貸人の検査行為に言及するのはスイス法のみ。よってこれを優先。
556	*1724		[287(I)]	606 [=606(II)], 607	Modified c/p English Memorandum	仏法は、賃借人の修繕受忍義務、40日を超える場合の賃料の減額、契約目的に適合しない場合の解除権を規定。スイス法は受忍義務のみの規定。日法は、受忍義務と解除権の規定。総合的に仏法が最も本条の内容に近い。よってこれを優先。 * なお、旧法は仏法とほぼ同一内容であったが、居住に適しなくなる場合には解除権が認められるという、限定的な規定の仕方であったため、イギリスより修正を求められたものと思われる。
557	[1726, 1727], 1768	545		*615		仏法は主に第三者による侵害や権利主張の場合を規定するのに対して、独法は、賃借物の欠陥が発覚し、または予期せぬ危険に対する予防措置が必要となった場合の、賃借人の通知義務を規定する。仏法とともに、通知義務を怠ったときは、賃借人が損害を負担せねばならないとする。日法は、独法同様に修繕の必要が生じた場合と、仏法に倣って第三者による権利主張の場合とを扱うが、通知義務を怠った場合の、賃借人の損害負担責任は規定されない。本条は仏法と日法の混合条文と考えられるが、総合的に判断して、日法の構想が本条の趣旨に最も近いと判定され得る。
558						仏法は、主物の所有権者が従物に対して有する効力を規定するもの。独法は貸主の費用償還義務の規定。スイス法も貸主の費用償還義務、賃借物の劣化の際の借主の賠償義務などを規定するもの。日法は借主の取去権に関する

1928年タイ民商法典 第三編 第1章～第8章：モデル条文判定理由および訳者覚書

	French	German	Swiss	Japanese	English	
						る規定。したがって、本条のモデルと見られる条文は、以上の外国法には見当たらない。
559		551	[281]	614		独法と日法は、土地の場合とその他の賃借物の場合とを区別した構成となっている。また、スイス法は小作契約について、同趣旨の内容を規定している。このため、モデル条文は無し。
560			*[282(I)]			独法および日法は、総務契約における債務不履行の一般的効果としての解除権の規定。スイス法は小作権に関する規定であるが、本条の趣旨に最も近い。よってスイス法を優先。
561	*1730, 1731					仏法は、賃借人における賃借物返却時の原状回復義務、良好状態での受領の推定など、本条の趣旨ときわめて近い。独法は、契約終了時における賃借人の賃借物返還義務を規定する一方、適切な使用による劣化は賃貸人の負担とするなど、仏法とは異なった視点。よって本条では仏法を優先。
562	*[1732, 1755]	[548]				仏法は、賃借人の責めに帰すべき滅失毀損の場合の賠償責任を規定し、独法は、適正な使用による劣化は、賃貸人の負担とする。したがって、本条の趣旨は、仏法をメインとして、独法の趣旨を加えたものと考えられる。よって仏法を優先。
563		*558				独法は、賃貸人の損害賠償世紀有権、ならびに賃借人の費用償還請求権の消滅時効を6ヵ月とする。他方、日法は1年とする。よって独法を優先。
564		564 [=564(I)]	*[266(I), 295(I)]			独法は、単に期間の過渡による契約の終了を規定するのみ。スイス法は、約定期間ある場合には解約予告の必要なしとする。よってスイス法を優先。
565						
566		[564(II)], 565, [595]	[296]	617		独法、スイス法、日法とも、それぞれ予告期間の規定の仕方が異なり、賃料支払い期間1期をそれとするものはない。したがって、本条のモデル条文は不明。
567	*1722 [=1722(I)]					

1928年タイ民商法典 第三編 第1章～第8章：モデル条文判定理由および訳者覚書

	French	German	Swiss	Japanese	English	
568	1722 [=1722(II)]			*611		仏法、日法とも同趣旨であるが、残存部分のみでは契約目的達成が困難な場合には解除可とするのは、日法。よって日法を優先。
569		*571 [=571(I)]	[261, 288]			仏法は、公正証書などのある場合のみ賃貸借関係の継続を認める。独法ならびにスイス法は、借主に引渡した後に第三者に売渡したときは、買主は貸主の地位に代位すると規定。日法は登記を要件とする。語句の類似性に基づいて、独法を優先。
570	1738	568	[266(II)]	*619[=619(I)]		仏法は「賃借人が退去せず、賃貸人も退去を求めず」と規定、独法は単に「賃借人が賃借物の使用を継続」と規定し、スイス法は「当事者が暗黙のうちに賃貸借を継続」と規定する。日法は「賃貸人がこれを知りながら意義を述べず」と規定。よって表現の類似性から、日法を優先。
571						
572						* 旧法と比較すると、旧法が目的物の所有権の譲渡のみに言及していたのに対して、新法は目的物に対する何らかの権利の譲渡もその契約の目的に含めている。
573						* 旧法では賃貸人が少なくとも支払い総額の1/3を返還しなければならないとしていたが、それが第1項の「支払った金銭を放棄して」と矛盾するからであろうか、新法では削除された。
574						* 旧法と比較すると、旧法が単に「2期連続して遅滞した場合」としていたのに対して、新法は「2期連続して遅滞し、支払わなかった場合」と規定して、条件を厳しくしている。また終期の支払いに遅滞した場合には、旧法が「1ヶ月の期間を経過した後でなければ、権利行使できない」としていたのに対して、新法は「更に1期間を経過した後」とより柔軟な規定を採用している。
575		611	[319]	*623		仏法は無期限、無限定の労働契約を禁止する趣旨。独法およびスイス法は「被用者は約した労務を果たし、使用者は約した報酬を支払う義務を負う」と

1928年タイ民商法典 第三編 第1章～第8章：モデル条文判定理由および訳者覚書

	French	German	Swiss	Japanese	English
					いうもの。日法は「被用者は労務提供を約し、使用者は報酬の支払いを約す」という表現。よって日法は最も本条の表現に近い。
576		*612			独法の条文は「有償でのみ労務提供が期待される場合は、明示の合意なくとも有償」という表現の仕方。
577				*625	独法は基本的に譲渡禁止とするのに対して、日法は「被用者の同意を得なければ譲渡は許されず」と消極的な表現であるが、実質的には本条と同趣旨。よって日法を優先。 * なお、旧法と比較して、相違点があるが、主に表現の修正に留まり、趣旨には変更はない。
578					
579		*616; Com.63, 72(2)			
580		*614		624	独法は特約への言及なく「報酬は労務終了後、期間終了後に支払うべし」と規定。日法は「被用者は労務完了後、期間終了後でなければ報酬を請求できず」と規定。よって規定の類似性から独法を優先。
581		625		*629	独法、日法とも趣旨はほぼ同様。本法の但し書きは日法のそれと一致。よって日法を優先。
582		[621]		*627 [=627(II)(III)]	独法は、報酬支払いが日毎、週毎、月毎の場合などを個別に規定。日法は「前期の前半までに通知」と一般的に規定。よって日法を優先。
583		[626]		[628]	独法は「重大な事由」、日法は「止むを得ない事由」があるときは「各当事者は予告期間なく解除可能」とするが、本条のような規定ではない。
584					
585		*630; Com.73			

1928年タイ民商法典 第三編 第1章～第8章：モデル条文判定理由および訳者覚書

	French	German	Swiss	Japanese	English	
586						
587		631	[363]	*632		独法およびスイス法は「請負人は施工義務、注文者は報酬支払い義務を負う」という趣旨。日法は「請負人は仕事の完成を、注文者は報酬の支払いを約す」という趣旨。よって日法を優先。
588			*364 [=364(III)]			
589			*[365(I)]			
590			*[363(II)]			
591		645	[365(III)]	*[636]		独法は「滅失・損傷の場合でも、報酬を請求できる」とし、スイス法は注文者の調達した資材または建設予定地に瑕疵がある場合の請負人の通知義務を規定して「遅延した場合は、請負人が損害を負担」とする。日法は「注文者に修補請求権、解除権なし」と規定。本条の内容と最も類似するが故に、日法を優先。
592						
593			*[366(I)]	[635]		本条の内容は、スイス法のそれとほぼ同趣旨。よってスイス法を優先。
594		[633], 634	*366 [=366(II)], [368]	[634]		これに対して、スイス法第366(II)は、本条とほぼ同趣旨。また、瑕疵が重大な場合の受領拒否権、些細な瑕疵の場合の報酬減額請求権を注文者に認め、請負人に過失ある場合にのみ、損害賠償請求権を容認。この点でも本条は、スイス法に最も近い。独法はまず請負人の義務と瑕疵担保責任、遅滞の場合の損害賠償を規定し、更に注文者による修補期間の設定、期間徒過の場合の解除または報酬減額請求を規定。日法は、単純に期間を定めた修補請求権と、それに代わる損害賠償請求権を規定するのみ。いずれも「請負人の責めに帰すべき事由」は要求していない。よってスイス法を優先。
595		*651 [=651(I)]				
596						

1928年タイ民商法典 第三編 第1章～第8章：モデル条文判定理由および訳者覚書

	French	German	Swiss	Japanese	English
597					
598		640	*[370(I)]		独法は注文者の受領義務を規定し、瑕疵を認識しつつ受領したときには、修補請求権などを失うことを規定。スイス法の内容は、本条のそれとほぼ同趣旨。よってスイス法を優先。
599					
600		638	[371]	*[637, 638(I)]	仏法は建造物の瑕疵担保責任について、10年の消滅時効を規定。独法は通常は6か月とし、建造物は5年と規定。日法は通常は1年とし、建造物は5年、特に強固な建造物は10年とする。よって日法を優先。
601				*[638(II)]	
602		[641]	*372		独法とスイス法はほぼ同内容だが、スイス法が2項構成としている点で、本条に近い。よってスイス法を優先。
603	*1788, 1790	644	[376(I)(II)]		<p>仏法の規定内容は、本条にきわめて近い。独法は「引渡までは、請負人が危険を負担」と一般的に規定。スイス法は、偶然の滅失の場合に報酬請求権を否認し、「資材の損失は調達者が負担」とする。よって仏法を優先。</p> <p>* なお、旧法と比較して、旧法は「不可抗力またはその他の原因のために滅失あるいは損傷したとき」と規定していたが、新法は原因を限定するような表現を削除し、代わって「注文者の行為が原因でない限り」という、別の限定を採用している。</p>
604		645	[376(II)(III)]		<p>独法とスイス法は「注文者の調達した資材の瑕疵、またはその指示が原因で滅失した場合には、請負人の報酬請求権は消滅せず」とする点で同趣旨。なお、請負人の無責を要求するのはドイツ法のみ。したがって報酬請求権の消滅を原則とする本条とは、趣旨を異とする。</p> <p>* 旧法と比較した場合、修正点が多々見られるが、第1項の修正はほぼ文言の修正に留まるのに対して、第2項では、旧法が「(注文者の調達した)資材の性質に原因がある場合を除く」としていたのに対して、新法で</p>

1928年タイ民商法典 第三編 第1章～第8章：モデル条文判定理由および訳者覚書

	French	German	Swiss	Japanese	English	
						は「注文者の行為に原因がある場合を除く」という規定に変更されている。
605	*1794	649	677	641		仏、独、スイス、日の全てで同趣旨。独法およびスイス法は「注文者が解約しても、請負人の報酬請求権は消滅せず」というもの。これに対して、仏法および日法は、請負人の損害賠償請求権にみに言及。よって仏法を優先。 * なお、新法の条文は、旧法の文言を組み替えて改善したもの。しかし、趣旨には大きな変化なし。
606	1795, [1976]		*379			仏法は、請負人の死亡の場合のみを規定し、能力の喪失には言及せず。スイス法は、本条とほぼ同趣旨。よってスイス法を優先。
607	1797					仏法は、請負人は被用者の責任を引き受けるべきことを規定するのみで、下請には言及せず。
608				*Com.331 [=569]		独法・スイス法の条文は専ら「物品」の運送に言及するのみだが、日法の条文は「物品又は旅客」と規定する。よって日法を優先。
609			466 [??] [S.O.455]			
610						
611						
612	Com.102	Com.426	451 [?? S.O.441]	*Com.332 [=570]		仏法、独法、スイス法、日法の全てが類似した規定だが、本条に規定される記載事項の内容が日法のそれに最も近い。よって日法を優先。
613		Com.444,445		*Com.333 [=571]		独法、日法ともに同様の内容だが、本条に規定される記載事項の内容が日法のそれに近い。よって日法を優先。
614		Com.363, 490 [??]		Com.335 [??] *[Com.334 [=574]]		仏法、独法は、有価証券の裏書譲渡に関する一般規定。日法は、貨物引換証に関する規定。よって日法を優先。
615		Com.448		*Com.344 [=584]		* 旧法とは、構文上、若干の違いがある。独法、日法ともに同様の内容だ

1928年タイ民商法典 第三編 第1章～第8章：モデル条文判定理由および訳者覚書

	French	German	Swiss	Japanese	English	
						が、「貨物引換証を作成した場合」という条件を規定するのは日法。よって日法を優先。
616	1784; Com.97, 98, 100 103 104	Com.429	456, 457, 458 [??] *[446-448]	Com.337 [=577]		仏法、独法、スイス法、日法ともに同様の内容だが、「物品の性状」や「荷送人の帰責事由」に触れているのは、スイス法第447条。よってスイス法を優先。
617	Com.99	Com.431, 432	449	*[Com.337 [=577]]		仏法、独法、スイス法、日法ともに同趣旨の規定だが、「滅失、毀損、または遅延」の責任と明記しているのは、日法。よって日法を優先。
618				*Com.339 [=579]		日法は、運送業者の連帯責任を規定していて、本条と同一の構文を有する。よって日法を優先。
619						
620		*429 [=Com.429(II)]		Com.338 [=578]		独法、日法とも同趣旨の条文。しかし日法は、寄託契約に関する条文。よって独法を優先。
621			458 [??] *[S.O.448(II)]			
622			460 [??] *[S.O.450]			
623		Com.438	452 [=S.O.452]	*Com.348 [=588]		独法、スイス法、日法とも、ほぼ同趣旨の規定だが、本条の条文構成は、日法のそれに最も近い。よって日法を優先。
624		Com.439	464 [??] [S.O.454]	*[Com.328 [=566]]		独法、スイス債務法、日法とも、ほぼ同趣旨の規定だが、本条の条文構成は、日法のそれに最も近い。よって日法を優先。
625						
626		Com.433		*Com.342 [=582]		独法と日法はほぼ同趣旨だが、貨物引換証の所持人にも言及するのは日法。よって日法を優先。
627		Com.435		*Com.343 [=583(I)]		独法、日法ともにほぼ同趣旨の規定だが、独法は「荷受人が自らの債務を履行した場合には」とより詳細な条件を付す。本条の条文構成は日法により近く、

1928年タイ民商法典 第三編 第1章～第8章：モデル条文判定理由および訳者覚書

	French	German	Swiss	Japanese	English
					よって日法を優先。
628	Com.302			*Com.336 [=576(I)]	仏法、日法ともにほぼ同趣旨だが、仏法は「船の沈没、座礁、海賊による略奪、敵国による拿捕」といった具体的な規定。よって日法を優先。
629		*Com.442			* 意味は旧法の文言の方が理解しやすいが、新法は、1919年草案の英文を忠実に訳出したもの。
630		Com.366, 369, *440	244, 461 [??] [S.O.451]	Com.324 [=562], [349[=589]]	独法(第440条)と日法はほぼ同趣旨の規定だが、独法は「運送人の留置権」、日法は「運送取扱人の留置権」とする。よって、本条では独法を優先。なお、スイス法(第451条)は「荷受人の受領拒否権」に関する規定。
631		*Com.437	445, 455, 456	Com.286 [=524], 347 [=587], 345 [=585]	独法、日法は、その規定趣旨は類似しているが、本条の条文構成に最も近いのは独法。よって独法を優先。
632				Com.286 [=524(III)], 347 [=587]	本条の規定内容は、日法(第286条)のそれに近いが、日法は、競売代金は供託することを基本としている。
633		Com.441, 443			独法(第441条)が本条の規定内容に近いが、独法は運送人の権利一般に関する規定で、留置権、供託、競売に限った規定ではない。
634				Com.350 [=590], 352 [=592]	日法(第350条)は本条の規定内容に近いが、「注意を怠らざりしことを証明するに非ざれば」という条件を規定。
635					
636				[Com.351 [=591(II)]]	日法の規定は、本条第1項に近いが、その規定する期間は1週間。
637					
638				*[Com.352 [=592]]	
639					